

## 松岩寺墓地使用規則

### 【規定】

第一条 当寺墓地を使用される方は、所定の墓地永代使用料を納め、この規則の定めるところにより使用許可を受けて下さい。

### 【使用目的】

第二条 本墓地は、墳墓及び環石形像類建設の用に供する目的以外には、使用できません。

### 【使用資格】

第三条 本墓地は、松岩寺檀徒の方に限り使用することができます。

### 【管理料】

第四条 毎年、別に定めた墓地管理費をお納めください。

### 【工事の承諾】

第五条 墓碑建設、その他の設備工事を行うときは、寺にご連絡ください。工事業者は特に指定しませんが、共用路等を破損することなく、また工事による廃材ゴミなどは工事業者が責任をもって墓地外に廃棄するよう施主様からご注意ください。不良な業者については出入りを禁止します。

### 【埋蔵者の制限】

第六条 使用者の親族以外の者を埋葬することはできません。但し、管理者の承認を得たときは埋葬することができます。

### 【使用許可の取消】

第七条 下記の各項の一つ以上に該当するときは、墓地の使用許可を取り消します。

1. 墓地が不要になったとき。
2. 使用者が住所不明になって三年を経過したとき。
3. 使用場所を第三者に譲渡、または転貸したり、目的以外に使用したとき。
4. 使用者が他の宗旨、宗教に転じ、当寺の檀徒でなくなったとき。
5. その他、本使用規則に違反したとき

### 【無縁墓地の祭祀】

第七条により使用を取り消され、当墓地の合同墓地に移設されたときは、当寺が祭祀を致します。

**【戒名授与に関すること】**

第八条 受戒をし、佛弟子となって墓地を使用することを趣旨としますので、当寺墓地には戒名がついていない方の遺骨は埋骨できません。戒名は当寺より授与することを原則としますが、すでに他寺院より戒名が授与されている場合はその限りではありません。但し、戒名授与の経緯によっては一定の志納金を納めていただくことや、不適切な戒名は授与し直すことがあります。

**【規則に定めない事項】**

第九条 各条に定めない事項については、法律の定めるところによるほか、その都度管理者が決めます。

**【附則】**

本則第七条による使用許可の取消しのない限り永代に使用できます。

この墓地規則は従来よりある規則を再編集して、平成17年4月1日に定めました。

埼玉県熊谷市本石1-102番地  
臨濟宗妙心寺派 松岩寺

記

墓地規則を遵守して、松岩寺墓地を使用いたします。

平成 年 月 日

住 所

---

---

埼玉県熊谷市本石 1-102  
臨濟宗妙心寺派

松岩寺 御中